

東京電機大学東京千住キャンパス文化部会倉庫規約

施行令和6年4月1日

第1条（目的）

本規約は、文化部会倉庫の利用に関する基本的な規則および運営方針を定めることを目的とする。

第2条（定義）

文化部会倉庫とは文化部会本部が所有し、所属団体に対して貸し出すことができる部屋をいう。

第3条（設置場所）

文化部会倉庫は3M212B号室とする。

ただし、部屋割りの都合等により文化部会倉庫の設置場所を変更することがある。

第4条（利用資格）

本倉庫は、文化部会に所属する団体が利用可能である。

ただし、倉庫の利用を希望する団体は、事前に文化部会本部へその旨を申請し、承認を得なければならない。

第5条（利用優先度）

倉庫の利用は、以下の優先度に基づき決定される。

1. 部室を持たない団体が優先される。
2. 部室を持つ団体は、倉庫利用の空き状況に応じて利用することができる。

第6条（利用申請手続き）

倉庫の利用を希望する団体は、年度の初めに文化部会本部に利用申請書を提出しなければならない。

利用申請書には、以下の情報が含まれることとする。

1. 団体名
2. 団体の責任者氏名および連絡先
3. 倉庫利用の目的

第 7 条 (利用期間)

倉庫の利用期間は、文化部会本部の承認を受けた期間に限定される。
期間終了後も引き続き利用を希望する場合は、新たに利用申請を行わなければならない。

第 8 条 (場所割)

倉庫内の場所割に関しては、利用する団体間で折衝を行い、合意の上で決定する。
場所割の変更を希望する場合は、関係する団体間で再度協議を行い、文化部会本部への承認を得なければならない。
必要に応じて文化部会本部が指示する。

第 9 条 (物品の管理)

倉庫に置いた物品に関しては各団体にて管理する。
紛失、破損等に関しては文化部会本部が一切責任を負うことはなく、該当団体間で解決すること。場合によっては文化部会本部が仲裁に入る。

第 10 条 (違反と罰則)

本規約に違反した場合、当該団体へ以下の処分を行う。

1. 訓告(注意・警告)
2. 物品の廃棄処分
3. 利用停止
4. その他、文化部会規約に定める処分

第 11 条 (その他)

本規約に定められていない事項や細則については、文化部会本部が別途定める規定に従う。

第 12 条 (改定)

本規約の内容に変更がある場合は、文化部会本部の決定により改定される。
改定内容は、適切な方法で文化部会所属団体に通知される。

第 13 条 (有効期間)

本規約は、文化部会本部の決定により設置され、解除されるまで有効である。

以上